

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の成立について

本日、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立した。

同法は、厳しい財政運営を強いられている国保について、財政支援制度の拡充により財政基盤を強化し、都道府県が財政運営の責任主体として国保運営に中心的な役割を担うことにより、国保制度の安定化を図ることを内容とする。

本会は、長年にわたり、国保の財政基盤強化と都道府県を保険者とする国保の広域化等を強く求めてきた。今回の改正は、これを実現するものであり、関係各位のご尽力に深く感謝する。

同法の成立により、国保の構造的問題が解消され、将来にわたり持続可能な制度としていくための抜本的改革が大きく前進するものと期待する。

我々市町村は、地域住民と最も身近な行政機関として、保健事業等の地域密着型のきめ細かい事業を行う役割をしっかりと果たす決意である。国は、新たな制度の円滑な施行に向け、国保基盤強化協議会において、都道府県、市町村との協議を早期に開催することを要請する。

平成 27 年 5 月 27 日

全国市長会会長 森 民夫